

電気の供給を受ける契約について（案）

1. RPS 法への対応

現行の電気の供給を受ける契約については、電気事業者の前年度の①二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（②未利用エネルギーの活用状況、③新エネルギーの導入状況）による裾切り方式を基本的事項として基本方針に位置づけているところである。また、裾切り方式の具体的運用に当たっては、前記①～③の要素を点数化により評価し、一定の点数を上回る事業者であって、かつ、前年度「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下「RPS 法」という。）第 8 条第 1 項¹の勧告を受けていない事業者に入札参加資格を与えることとしている。

現在、国会において審議されている「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「買取法」という。）が成立した場合、平成 24 年度を目途に「再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度（以下「全量買取制度」という。）の導入」及び「全量買取制度導入に伴う RPS 法の廃止（法案附則第 7 条）」が行われることとなっており、電気の供給を受ける契約について、以下の内容に係る考え方の整理を行う必要がある。

(1) RPS 法に係る入札参加資格について

- 前年度 RPS 法第 8 条第 1 項の勧告を受けていない者に入札参加資格を与えること

(2) 新エネルギーの導入状況について

- RPS 法で定める新エネルギー等電気の利用量

なお、買取法の附則第 7 条において、RPS 法の廃止が規定されている一方、附則第 8 条では、太陽光以外の既設分を保護するための経過措置として「当分の間、なおその効力を有する。」とされており、平成 23 年度における RPS 利用目標量及び利用目標量に対応する基準利用量が定められている。

2. 当面の方針（案）

電気の供給を受ける契約に係る入札参加資格（RPS 法第 8 条第 1 項の勧告を受けていない事業者）及び裾切り方式の評価要素（二酸化炭素排出係数及び環境への負荷

¹ RPS 法第 8 条第 1 項 経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第 5 条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。

の低減に関する取組の状況)は、ともに前年度における勧告の有無及び二酸化炭素排出係数等を評価することとされており、買取法の成立に伴う制度の変更が実際の契約実務に影響を及ぼすのは、平成 25 年度以降に締結される契約が対象である。

このため、本年度の「RPS 法に係る入札参加資格」及び「新エネルギーの導入状況」に係る方針については、以下のとおりとしたい。

(1) RPS 法に係る入札参加資格について

「RPS 法第 8 条第 1 項の勧告を受けていない事業者」としている入札参加資格を削除する。その理由は、次のとおり。

- 既に現行の裾切り方式において「新エネルギーの導入状況」が評価要素とされており、入札参加資格を新たに設定し、電気事業者に対して、再生可能エネルギー電源の調達を確実に求めなくとも、再生可能エネルギー電源の調達に関する政策的インセンティブづけは行われている
- RPS 法に基づく新エネルギー等電気の利用量の義務履行状況をみると、義務対象者である全電気事業者が義務を履行している状況にあり、実態として全電気事業者が入札参加資格を有している²

(2) 新エネルギーの導入状況について

電気の供給を受ける契約に係る裾切り方式の評価要素としている「新エネルギーの導入状況」は、現行の算定方法を据え置くものとする。その理由は、次のとおり。

- 電気の供給を受ける契約に係る裾切り方式の安定的な運用及び定着を図る観点から、短期的、かつ、断続的な方式の見直しは、可能な限り実施しないことが望ましい
- 他方、平成 24 年 11 月には環境配慮契約法の施行後 5 年が経過することから、同法の附則第 2 項に定められたとおり、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされている

なお、平成 25 年度以降の電気の供給を受ける契約の裾切り方式のあり方等（裾切り方式に採用している新エネルギーの導入状況（全量買取制度の導入）、東日本大震災の発生に伴う二酸化炭素排出係数の取扱い、安定供給の確保の観点からの一般電気事業者の入札への参入等）に係る具体的な対応については、平成 24 年度において検討を行うものとする。

² 例えば平成 18 年度以降の 5 年間について RPS 法に基づく義務履行状況をみると、平成 18 年度から 21 年度までは義務対象者である全電気事業者が義務を履行している。また、平成 22 年度においては義務対象者 53 社（一般電気事業者 10 社、特定電気事業者 5 社、特定規模電気事業者 38 社）中 52 社が履行し、残る 1 社は電気事業を廃止しており、実質上、全電気事業者が義務を履行している状況にある。なお、電気事業者等 22 社が平成 23 年度へ 41.7 億 kWh のバンキングを行っている（平成 23 年度における利用目標量に対応する基準利用量の合計は 110.3 億 kWh（特定太陽光電気を除く。))。